

## 坂町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害から通行人への被害を防止するとともに、避難経路の確保を図るため、道路等に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等の除却工事又は建替工事を行う者に対し、予算の範囲内において坂町ブロック塀等安全確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、坂町補助金等交付規則（昭和53年3月24日規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造（れんが造、石造等）の塀をいう。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミニウム製フェンス等の塀で、塀の頂部から基礎部分までの柱等が一体的に構成された軽量のものをいう。
- (3) 道路等 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画により設定される緊急輸送道路、坂町地域防災計画で指定された避難路、町内の小中学校の通学路（当該避難路又は通学路に至る合理的な経路を含む。）のうち国、地方公共団体その他公的機関が管理するものをいう。

### (補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、町の区域内に存するブロック塀等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公的機関が所有していないもの
- (2) 道路等に面するもの
- (3) 道路面からの高さが0.6メートルを超えるもの
- (4) 別表に定める基準により危険性を有すると認められるもの

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、ブロック塀等の所有者（以下「所有者」という。）又は所有者の同意を得てブロック塀等を除却し、若しくは建替える者とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有者に町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び水洗便所施設資金貸付金等）の滞納があるときは、補助金の交付を行わない。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。

(1) 除却工事 補助対象ブロック塀等のうち道路等に面する部分を解体撤去する工事をいう。

(2) 建替工事 除却工事により解体撤去されたブロック塀等に代わる軽量フェンス等を新設する工事をいう。

2 他の公費による補助を受けて行う工事は、前項の規定にかかわらず、補助対象工事としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。ただし、除却するブロック塀等の長さ1メートルあたり8万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象工事のうち、安全確保に明らかに寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

3 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる補助対象工事ごとに当該各号に定める額を上限とする。

(1) 除却工事 15万円

(2) 建替工事 15万円

(事前の協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手(補助対象工事に係る契約締結)前に町長に協議を行うものとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助対象工事の着手(補助対象工事に係る契約締結)前に、坂町ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、確認すべき事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(1) 安全性に係るチェックリスト(様式第2号)

(2) 所有者を確認できる書類

(3) 所有者に町税等の滞納がないことを証する書類

(4) 除却する補助対象ブロック塀等の位置図、配置図及び立面図(除却部分を表示すること。)

(5) 除却する補助対象ブロック塀等の写真

- (6) 補助対象ブロック等の除却後、軽量フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書（配置図、立面図、断面図、基礎伏図その他形状を示すもの）
- (7) 補助対象ブロック塀等の除却又は建替えに係る工事費の見積書又はその写し
- (8) 所有者と申請者の関係を証する書類（所有者と申請者が異なる場合に限る。）
- (9) 所有者が補助対象工事の実施について承諾した旨を証する書類（所有者と申請者が異なる場合に限る。）
- (10) ブロック塀等の管理を行う団体の総会の決議書等又は共有者全員の同意書（ブロック塀等が、区分所有されている場合に限る。）
- (11) その他町長が必要と認める書類

#### （交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは坂町ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないことを決定したときは坂町ブロック塀等安全確保事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

#### （変更等の承認）

第10条 補助事業者（交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の内容を変更、中止、又は廃止しようとするときは、坂町ブロック塀等安全確保事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

ただし、工事内容の変更（当初の目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じない軽微な変更はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、坂町ブロック塀等安全確保事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事の完了の日から30日以内（第10条の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、坂町ブロック塀等安全確保事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の工事請負契約書の写し（交付申請時に提出した場合を除く。）
- (2) 工事の請求書又は領収証書の写し
- (3) 工事の作業前、作業中及び作業後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 12 条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、坂町ブロック塀等安全確保事業補助金額確定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 13 条 前条の補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、坂町ブロック塀等安全確保事業補助金交付請求書(様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱、規則又は交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適當であると認めたと  
き。

2 前項の規定は、第 12 条の規定による補助金の額の確定後においても適用する。

3 町長は、第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、坂町ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第 10 号)により、補助事業者  
に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、すでに補助金の交付がされているときは、坂町ブロック塀等安全確保事業補助金返還命令書(様式第 11 号)により、補助事業者  
に補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第 16 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助対象工  
事の完了した日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(暴力団の排除)

第 17 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める  
ほかの規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第

2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

（3）暴力団又は暴力団員と親密な関係を有する者

（補助事業者等に対する指導及び助言）

第18条 町長は、補助事業者及び補助事業の工事施工者に対し、ブロック塀等及び軽量フェンス等の安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 コンクリートブロック造の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から 2.2メートル以下
(2)	厚さ	塀の厚さは 10 センチメートル以上
		塀の高さが 2.0メートルを超え 2.2メートル以下の場合は 15 センチメートル以上
(3)	基礎	基礎がある
		塀の高さが 1.2メートルを超える場合は根入れ深さ 30 センチメートル以上
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
(5)	控え壁	塀の長さ 3.4メートル以下ごとに、塀の高さの 5分の1以上突出した控え壁がある（高さ 1.2メートルを超える場合）
(6)	鉄筋	塀の中に直径 9 ミリメートル以上の鉄筋が縦横とも 80 センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

2 組積造（れんが、石等）の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路面から 1.2メートル以下
(2)	厚さ	塀の厚さは 10分の1以上
(3)	基礎	基礎がある（根入れ深さ 20 センチメートル以上）
(4)	健全性	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
(5)	控え壁	塀の長さ 4.0メートル以下ごとに、塀の厚さの 1.5倍以上突出した控え壁がある（塀の厚さが高さの 15パーセント未満の場合）